

第 1 編

總 則

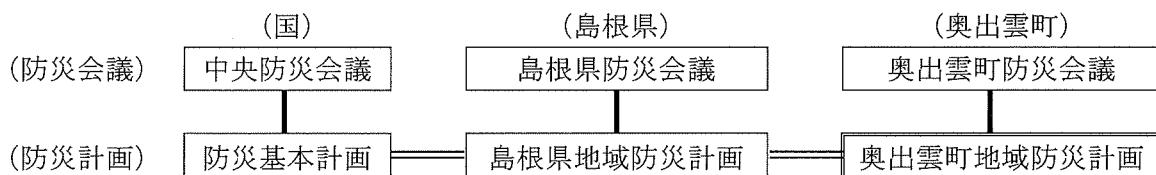
第1編 総 則

第1章 計画の概要

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき奥出雲町防災会議が作成する計画であって、県、町、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を有効に發揮し、また、相互に協力して町の地域における地震による災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を震災から保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

【防災会議並びに防災計画の体系】



第2 計画の性格等

1 計画の前提

本計画は、町域の震災対策の基本計画であり、本編「第5章 地震被害想定」を前提とするとともに、近年の社会経済情勢の変化並びに兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の教訓を反映するものとする。東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の教訓としては、「自然現象は不確実性を伴うことから、想定には一定の限界があること」、「市町村の災害対策本部機能の低下等」、「各種物資の著しい不足」、「発災直後から復旧・復興に至るまでの被災者支援のあり方」などがあげられる。

2 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは奥出雲町防災会議において検討を加え、所要の修正を行う。

3 他の法令に基づく計画との関係

(1) 他の法令に基づく 計画等における防災に関する部分との整合性の確保

本計画は、町域における震災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、本計画は、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画（水防法に基づく水防計画等）又は防災に関連する計画（国土形成計画法に基づく中国圏広域地方計画等）の防災に関する部分と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

(2) 個別法に基づく地域防災計画への記載事項

次に掲げる事項は、個別法の規定に基づき防災計画に定めるべきとされており、地域防災計画に必要事項を確実に位置づける。

- ア 大規模地震対策特別措置法第6条第1項に規定する地震防災応急対策に係る措置等に関する事項
- イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項に規定する土砂災害に関する情報の収集等に関する事項

4 国土強靭化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

国土強靭化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、引き続き国土強靭化基本計画に基づき、安心・安全かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めしていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第11条において、国の計画は、国土強靭化に関する部分は国土強靭化基本計画を基本とするとされている。このため、国、指定公共機関、県及び町は、国土強靭化に関する部分について、次の基本目標を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

5 計画の周知、習熟

本計画は、町及び防災関係機関の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については町民にも広く周知徹底するものとする。

また、各防災機関は、不斷に危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通じて本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力を高めるものとする。

6 計画の用語

本計画における用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- (2) 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- (3) 県防災計画 災害対策基本法第40条に基づき、島根県防災会議が作成する島根県地域防災計画をいう。
- (4) 町防災計画 災害対策基本法第42条に基づき、奥出雲町防災会議が作成する奥出雲町地域防災計画をいう。

第2章 防災の基本理念及び施策の概要

第1 防災の基本理念及び施策の概要

- (1) 想定される大規模地震災害時においては、下表に示すような災害による「人命危険」及び「生活上の制約（障害）」が生ずることが予想される。そのため、本計画では、これらの人命危険及び生活上の制約（障害）を防止するための対策を推進するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の基本理念を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- (2) 災害対策の実施に当たっては、国、県、町、指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緊密な連携を図る。併せて、国、県、町を中心に、町民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、県、町、事業者、県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。
- (3) 本計画は、原則として人命危険防止対策及び生活上の制約（障害）の防止対策を最重要視するが、これらの事象の発生頻度、対策の効果の程度、効果の発現までの期間、対策に要する費用等を考慮して、各種対策計画を策定する。

災害による人命危険及び生活上の制約（障害）の例

危険等	内 容
災害による人命危険	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋倒壊による下敷き、生き埋めによる人命危険 ・転倒・落下した家具による人命危険 ・ブロック塀等の倒壊による人命危険 ・津波による人命危険 ・地震火災による人命危険 ・地震時の斜面崩壊、土砂災害による生き埋め等による人命危険 ・重傷患者等の診療機会喪失による人命危険 ・高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命危険
災害による生活上の制約（障害）	<ul style="list-style-type: none"> ・長期の避難所生活 ・長期の応急仮設住宅生活 ・長期にわたる生活再建の困難 ・ライフライン（水・電力・ガス・道路）の長期機能停止・低下に伴う寝食住及び交通（通勤・通学・営業等）の長期的制約 ・その他の生活上の重度の制約（例：葬儀、医療、教育、ごみ・し尿処理などの重度の制約）

第2 予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要

本計画における「予防」「応急対応」「復旧・復興」の各段階における対策の効果が最大限に發揮できるよう、県、町、防災関係機関、町民及び事業所等は、一体となって最善の対策を推進し、被害を軽減する必要がある。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要是次のとおりである。

1 周到でかつ十分な震災予防

(1) 災害予防段階における基本理念は次のとおりである。

- ア 災害の規模によっては、ハード整備だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。
- イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 災害予防段階における施策の概要は次のとおりである。

- ア 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、幹線道路・避難路の整備等地震に強いまちの形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- イ 町民の防災活動を促進するため、防災教育等による町民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、消防団・自主防災組織^{*1}等の育成強化、災害ボランティア^{*2}活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、町民の防災活動の環境を整備する。
- ウ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制、総合防災情報システム等による情報収集・伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水及び生活必需品等を備蓄し、交通確保体制、輸送体制の整備により供給体制の確保を図る。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な防災訓練を実施する。
- エ ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を効果的に受け入れる体制を整備する。

2 迅速かつ円滑な震災応急対策

(1) 災害応急段階における基本理念は次のとおりである。

- ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者^{*3}」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 災害応急段階における施策の概要は次のとおりである。なお、災害応急段階において、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

- ア 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、的確な避難指示等の発令、避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。この際、特に要配慮者への支援に留意する。

- イ 災害発生直後は、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための防災ヘリの活用、自衛隊への災害派遣、海上保安庁への応援協力の要請など関係機関等の活動体制及び大規模災害時において被災県への支援を行う県をあらかじめ定めたカウンターパート制による相互応援体制等、広域応援体制を確立する。
- ウ 災害発生時に被害の拡大を防止するため、水防・土砂災害警戒等の災害防止活動を行う。
- エ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- オ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- カ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- キ 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、県民等からの問い合わせに対応する。
- ク 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- ケ 指定避難所等で生活する被災者の保健・医療・福祉ニーズ等の把握のために必要な活動や支援を行うとともに、仮設トイレの設置、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。
- コ 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- サ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。
- シ 二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- ス ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受入る。

3 適切かつ速やかな震災復旧・復興

- (1) 災害復旧・復興段階における基本理念は次のとおりである。
- ア 発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
- (2) 災害復旧・復興段階における施策の概要は次のとおりである。
- ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の震災復旧・復興の基本方向を関係機関が緊密に連携しながら早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- イ 物資、資財の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- ウ 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。
- エ 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
- オ 被災者に対する資金援助、雇用確保、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建を支援する。

- カ 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。
- キ 大規模地震災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。

(注)

- * 1 自主防災組織：「自らの生命と安全は自らで守る」という隣保協同の精神と連帯感に基づく地城市民の自主的な防災組織。
- * 2 災害ボランティア：個人のほか専門分野に応じた各種ボランティア組織が、行政機関や被災地域住民等と連携して行う災害時の救援活動・行為。
- * 3 要配慮者：高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、観光客・旅行者、外国人等災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者。

第3章 地域防災計画において重点を置くべき事項

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を残した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めるこことや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

また、一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。

以上の観点を踏まえつつ、当面、地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

第1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、県、町間の相互支援体制を構築すること。また、国、県及び町と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めることとし、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。

第2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

第3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、防災マップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化、緊急時の指定緊急避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた屋内の待避等の指示を行うこと、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

第4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。

第5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

また、郵便局は、あまねく全国に拠点が存在するなどの強みを有していることから、郵便局を連携した取組の推進を図ること。

第6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、県及び町は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

第4章 地震防災環境

第1 自然環境の特性

1 地勢概要

本町は、島根県東南端、山陰と山陽とを結ぶルート上に位置し、県庁所在地の松江市より43kmの地点に位置している。

東は鳥取県日南町、南は中国山地の峻嶺を隔て広島県庄原市に、西は雲南市吉田町、北は雲南市大東町にそれぞれ接しており、豊かな緑と美しい自然に囲まれている。

広さは、東西27.2km、南北20.9km、総面積368,06km²で地形的には中国山地の連なる中山間地域にあり、町の中央を流れる一級河川斐伊川とその支流の流域に農地が拓け、市街地や集落が散在している。

標高は、平坦部概ね200mから400m、県境部の高所では1,200mを超える峰が続き、約1,000mの標高差がある。

2 地質概要

仁多地域における広島花崗岩類は閃緑岩～花崗閃緑岩が主体で、深層風化が非常に顕著で、風化した基盤岩は「マサ土」と呼ばれている。三成の小盆地群はこれら閃緑岩～花崗閃緑岩が浸食されて形成された浸食盆地となっている。因美花崗岩類や田万川深成岩は主に花崗岩から形成される。

中～細粒花崗岩は粗粒花崗岩に比べて風化に対する抵抗性が大きく、起伏の大きい地形や「鬼の舌震」にみられるような峡谷を形成している。田万川深成岩は磁鉄鉱の含有量が大であること、閃緑岩～花崗閃緑岩も深層風化によって掘削が容易なことから、両者の分布地域では古来より、「鉱」の原料の山砂鉄が広く採掘されてきた。

横田地域については、河川沿いのわずかな沖積地（およそ11km²）を除き、吾妻山～三井野～船通山一帯の山岳部は流紋岩・石英安山岩・玄武岩・火山碎屑岩類で構成される。これらの岩石が風化しマサ土化した崖錐性堆積物で覆われる急傾斜地や、勾配の急な小溪流も多く土砂災害等が起こりやすい地質条件にある。

第2 社会環境の特性と変化

地震災害時においては、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するものに加えて、社会的条件に起因するものが同時複合的に発生することが特徴である。

島根県において被害を拡大する社会的要因としては次のような点が考えられる。

1 交通機関の発達

島根県において自動車は生活に欠かせないものになっているが、自動車はそれ自体ガソリン等の危険物を内蔵して出火、延焼の原因になるとともに、震災時に引き起こされる交通の混乱は被害を著しく拡大することが予想される。

また、山陰自動車道、浜田自動車道、3空港（出雲、石見、隠岐）、山陰本線の高速化といった高速交通網の整備により利便性が増大した反面、大規模被害発生の危険性も大きくなっている。

2 生活環境の変化

今日電気、電話、ガス、上水道、下水道等のライフライン施設、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワークは日常に欠かせないものになっているが、これらが被災した場合には復旧までに時間を要し被災者の生活に著しい影響を与えることになる。また、二次災害の危険も懸念されるところである。このため、これらの施設の耐震化を進めるとともに、補完的機能の充実に努める。

3 高齢化の進展

本町の高齢化率は下表のとおりであり、高齢化が進んでいる。災害が発生した場合、住民は情報を迅速かつ的確に把握し、生命財産を自ら守るために安全な場所に避難するなど適切な防災行動をとる必要があるが、高齢者にとって適切な行動をとることは必ずしも容易ではなく、被害発生の危険性が大となる。

	高齢化率	人口	世帯数
令和7年3月31日現在	46.6%	10,928人	4,609世帯
令和6年3月31日現在	46.0%	11,214人	4,620世帯

4 防災対策推進上の留意点

町民意識及び生活環境の変化や高齢化の進展等の社会構造の変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。とりわけ、次の掲げる項目に留意する必要がある。

(1) 自主防災の強化

町民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。

(2) 要配慮者対策の推進

ア 防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救援対策等防災の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かい施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、社会福祉施設、医療施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から避難行動要支援者^{*1}の所在等を把握し、発災後には避難支援等関係者^{*2}が迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

イ 国境を越えた経済社会活動が拡大し、在日・訪日外国人が増加していることから、在日・訪日外国人の円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に外国人にも十分配慮する。

(3) 多様な視点に配慮した防災対策の推進

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

また、町及び県は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について府内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(注)

- * 1 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。
- * 2 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者。

(4) 災害リスクに関する取組

平成27年度3月に採択させた「仙台防災枠組2015-2030」により、

- ① 災害リスクの理解、
- ② 災害リスクを管理するリスク・ガバナンスの強化、
- ③ 強靭化のための災害リスク削減への投資、
- ④ 復旧・復興過程における「よりよい復興」

の4つの優先行動を実施し、災害リスク及び損失を大幅に削減することを目指すとされた。

同枠組に基づき、国、公共団体、地方公共団体、事業者、住民等の官民様々な関係者が連携して防災対策を推進するように努める。

(5) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

第3 島根県の災害履歴

歴史資料によると、本町周辺では880年の出雲地震M7、1872年の浜田地震M7.1の大規模な地震が発生している。近年では、平成12年10月6日に発生した「鳥取県西部地震」はM7.3という強い地震で、島根県東部でも震度5弱の強い揺れを観測した。この地震では山陰両県の重軽傷者は97人に達し、建物の損壊、山崩れによる山林や農作物への被害を及ぼすとともに、県と市町村の連絡体制等、様々な課題を残すものとなった。また、この地震の2日後には島根県東部地震（平成12年10月8日、M5.5）が発生し、本町では住宅半壊、一部損壊、軽傷者2名、がけ崩れなどの被害を受けた。

過去に島根県で発生した（若しくは影響を及ぼした）地震は、以下の表のとおりである。

島根県被害地震、津波一覧表
(松江地方気象台)

発生年月日	北緯	東経	規模(M)	震央地名(地震名)	被害状況
880. 11. 23 元慶 4. 10. 14	35.4°	133.2°	7 程度	出雲	神社仏閣家屋転倒す。
1026. 6. 16 万寿 3. 5. 23	不 明	不 明	不 明	石 見	万寿の大津波、石見地方沿岸に大被害 (「中国地方の地震活動」東大地震研究所の調査資料より)
1748. 6. 18 寛延 1. 5. 23	不 明	不 明	不 明	松 江	松江鵜部屋橋石壁崩れ橋落つという。「出雲町史抜粋」による。
1778. 2. 14 安永 7. 1. 18	34.6°	132.0°	6.5 程度	石 見	那賀郡波佐村で石垣崩る。都茂村で落石。三隅川沿いで山崩れ・家潰れ等ありしことこと。
1823. 1. 14 文政 5. 12. 3	不 明	不 明	不 明	石 見	美濃郡・那賀郡が激しく、美濃村で潰家10戸。

発生年月日	北 緯	東 経	規 模 (M)	震央地名 (地震名)	被 害 状 況
1835. 3. 12 天保 6. 2. 14	35.1°	132.6°	5 1/2	石 見	高畠村で石地蔵・石塔・墓石など倒れ、蔵の壁破る。
1859. 1. 5 安政 5. 12. 2	34.8°	131.9°	6.2± 0.2	石 見	那賀郡、美濃郡強く、波佐村で山崩れ、周布村で潰家数戸、美濃村で潰家10、高城村で石垣崩れる。
1859. 10. 4 安政 6. 9. 9	34.5°	132.0°	6.0~ 6.5	石 見	那賀郡で強く、周布村で家屋倒壊数戸、地割れあり。
1872. 3. 14 明治 5. 2. 6	35.15°	132.1°	7.1	島根県西部 沿岸 (石見浜田地震)	前震あり、3月9日頃から鳴動、14日11時微震引き続き鳴動、16時強震、本震の10分前に微震。 島根県では、死者551、負傷者582、全潰4,506、半壊6,072、焼失230、山崩れ6,567、道路・橋・堤防にも被害があった。海岸では海水の変動があった。
1904. 6. 6 明治37年	35.3°	133.2°	5.8	島根県東部	能義郡内で堤防亀裂、瓦の落下などあり。最大震度5：境
大正 3 年	35.35°	133.2°	5.8	島根県東部	島根県能義郡・八束郡・大原郡で壁の亀裂、土地の崩壊・亀裂などがあり、玉造温泉は湧出量が3倍となり昇温した。【気象集誌】
1941. 4. 6 昭和16年	34° 31.6'	131° 38.1'	6.2	山口県北部	この地方ではまれにみる大きな地震、震央に近い島根、山口県境の北部で小被害、山陰本線石見津田と奈古駅間の路線の築堤に亀裂、橋脚の沈下を生ず。
1943. 9. 10 昭和18年	35° 28.4'	134° 11.0'	7.2	鳥取県東部 (鳥取地震)	島根県では壁に亀裂が入ったり、屋根瓦の落ちた民家もある。また煙突の折れたところもあった。
1946. 12. 21 昭和21年	32° 56.1'	135° 50.9'	8.0	紀伊半島沖 (南海地震)	一部では壁が崩れたり、平田、大社では倒壊した民家もあった。松江、塩冶、掛合で発光現象があった。
1950. 8. 22 昭和25年	35° 10.2'	132° 38.7'	5.2	島根県西部	震央付近で崖崩れ、壁に亀裂、墓石の転倒、井戸水の白濁などの軽被害があった。
1964. 6. 16 昭和39年	38° 22.2'	139° 12.7'	7.5	新潟県沖 (新潟地震)	島根県では住家床下浸水1、住家一部破損38、水田冠水10haの被害があった。
1977. 5. 2 昭和52年	35° 09.0'	132° 42.0'	5.6	島根県東部	住宅被害107棟、道路、農地などにも被害。
1978. 6. 4 昭和53年	35° 05.0'	132° 42.0'	6.1	島根県東部	被害状況は、住家半壊29棟、同一部破損39棟、非住家全壊2棟、同半壊2棟、同一部破損33棟、道路被害47箇所、水道被害16箇所、商工関係64箇所。
1983. 5. 26 昭和58年	40° 21.6'	139° 04.4'	7.7	秋田県沖 (昭和58年 日本海中部 地震)	この地震による津波で隱岐島、島根半島を中心に戻傷者5人、住家床上浸水152棟、同床下浸水279棟、耕地冠水29ha、漁船被害305隻、橋梁被害1箇所、り災世帯152、り災者数496。

発生年月日	北 緯	東 経	規 模 (M)	震央地名 (地震名)	被 害 状 況
1991. 8. 28 平成 3年	35° 19. 4'	133° 11. 2'	5. 9	島根県東部	被害状況は、鉄道の運休6・遅れ104、道路損壊1、落石のため全面通行止めとなった道路2、他に壁に亀裂・ヒビ、廊下にヒビ割れ、ガラス割れ、酒瓶等落下、屋根瓦の落下・ずれ、墓石回転・ずれ等があった。地鳴りがあった。
1993. 7. 12 平成 5年	42° 46. 9'	139° 10. 8'	7. 8	北海道南西沖 (平成5年北海道南西沖地震)	津波による被害は、隱岐島、島根半島を中心に、民家の床上浸水5棟、床下浸水78棟、漁船被害93隻等。その他養殖いけす、漁具等にも被害が出た。
1997. 6. 25 平成 9年	34° 26. 5'	131° 40. 0'	6. 6	山口県北部	益田町で震度5強を観測した。人的被害はなかったが、震源に近い鹿足郡津和野町や益田町でモルタルの壁が崩れる等の小被害が発生した。
2000. 10. 6 平成12年	35° 16. 5'	133° 20. 9'	7. 3	鳥取県西部 (平成12年鳥取県西部地震)	安来町、宍道町、仁多町で震度5強を観測した。島根県では重傷2名、軽傷9名、住家全壊34棟、半壊576棟、道路被害43箇所、橋梁被害2箇所等。
2001. 3. 24 平成13年	34° 07. 2'	132° 42. 5'	6. 7	安芸灘 (平成13年(2001年)芸予地震)	羽須美村、桜江町、三隅町で震度5弱を観測した。島根県で軽傷3名、一部損壊住家10棟、文教施設9、医療施設2、道路6箇所等
2018. 4. 9 平成30年	35° 11. 0'	132° 35. 2'	6. 1	島根県西部	重傷2名、軽傷7名、住家全壊16棟、住家半壊58棟、住家一部損壊556棟等。（島根県「4月9日島根県西部を震源とする地震に係る被害状況等について（最終報）」より）

参考：新稿 日本被害地震総覧 宇佐美龍夫著 消防庁資料

第5章 地震被害想定

島根県は、地震・津波等による被害を科学的・総合的に予測し、県内の防災関係機関による効率的・実効的な地震・津波防災対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に平成28年度から平成29年度にかけ調査を行った。

調査実施にあたっては、最新の科学的知見と地域社会に関する最新のデータに基づき、地震発生時の揺れの大きさや津波などの状況を予測し、さらにその時に起こりうる物的・人的被害の諸状況を予測されている。

町は、この調査結果を踏まえ、町地域防災計画に反映させ、一層の防災対策を推進する。

第1 奥出雲町周辺の活断層及び地震の可能性

奥出雲町の活断層は、中国山地の脊梁に沿う東西南北に分布する「木次南」「鎌倉山南方」「鳥帽子山北方」「毛無山」断層などが確認されている。なお、鳥取県西部地震の起震断層が予め確認されていなかった点も含め、一連の活断層群に関する調査結果に沿い、地震発生の対応について備える必要がある。

奥出雲町周辺の活断層とその特色

断層名	確実度 ^{*1}	長さ (km)	走向 ^{*2}	変位方向・量		活動度 ^{*4}
				隆起側 ^{*2}	横ずれ ^{*3}	
①鎌倉山南方	III	8.0	E N E		R 100m	—
②木次南	III	20.0	N E		R 1000m	—
③鳥帽子山北方	III	10.0	E W	S		—
④毛無山	III	8.0	N S	E		—

(資料：活断層研究会編「新編 日本の活断層」)

(注)

* 1 I : 活断層であることが確実なもの、II : 活断層であると推定されるもの、III : 活断層の疑いのある形状

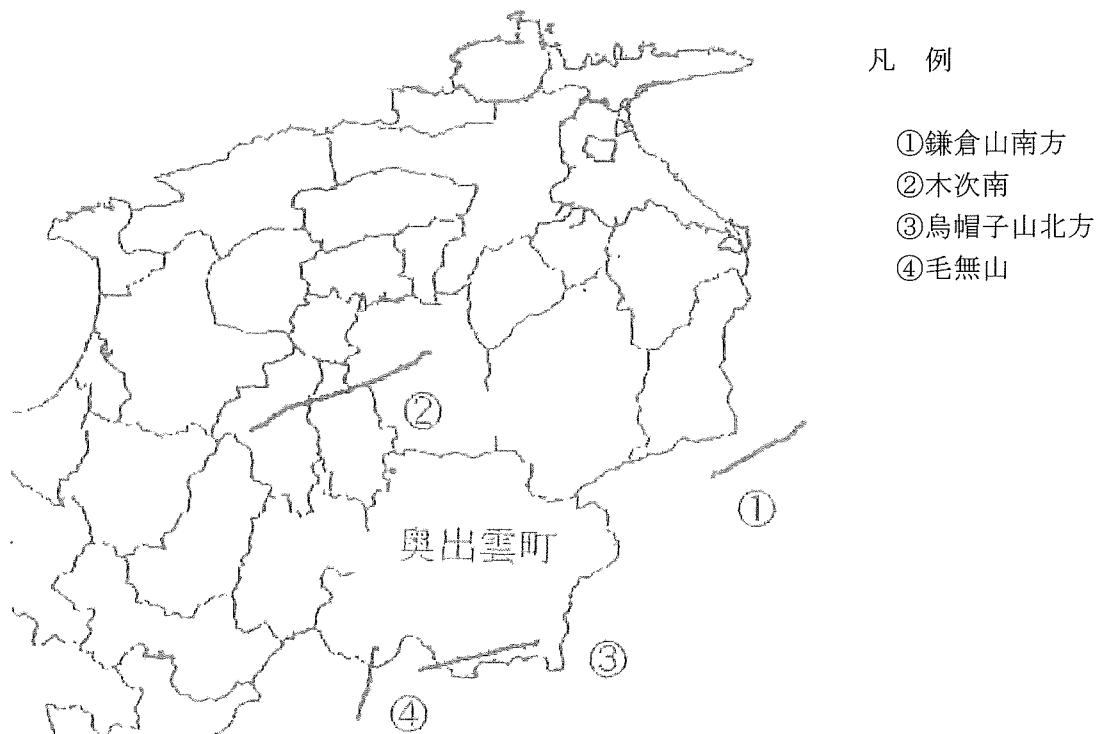
* 2 E・W・S・Nはそれぞれ東西南北を意味する。

* 3 R・Lはそれぞれ右ずれ・左ずれを意味する。

* 4 第四紀における平均変位速度^{*} A : 1~10m/千年、B : 0.1~1m/千年、C : 0.1以下/千年

※活断層の累積変位量をその変位量を得た断層変位基準の形式年代で割り算したものをいう。

奥出雲町周辺の活断層



第2 地震被害想定調査の概要

① 調査対象範囲

調査の対象は、島根県全域 ($6,708\text{km}^2$ (平成28年10月末現在))

② 調査単位

解析・評価を行う単位は、 250m メッシュ単位（標準地域メッシュの第3次地域区画の4分の1地域メッシュ）及び行政区（市町村）を併用し、予測項目によっては地点・路線等とした。

また、津波の想定については、沿岸域で 10m メッシュ単位とした。（別途、実施の島根県津波浸水想定図（平成29年3月）の成果を活用）

③ 想定ケース

想定時間帯として次の3ケースを想定した。

- (1) 冬・早朝5時（兵庫県南部地震と同様の時間帯：多くの人が自宅で就寝中）
- (2) 秋・昼12時（日中の社会活動が盛んな時間帯：多くの人が会社、学校など自宅外にいる）
- (3) 冬・夕刻18時（出火危険性の高い時間帯：帰宅等による人口移動時間帯と重なる。）

※気象条件として、松江、浜田、西郷における気象データを基に、

冬：湿度72%、風速 17m/s 、風向：西南西

秋：湿度76%、風速 16m/s 、風向：西南西

として設定した。

※建物被害については、積雪を考慮した場合も想定した。

第3 想定地震

島根県への影響及び地域性を考慮して以下に示す10地震とした。

想定地震一覧表

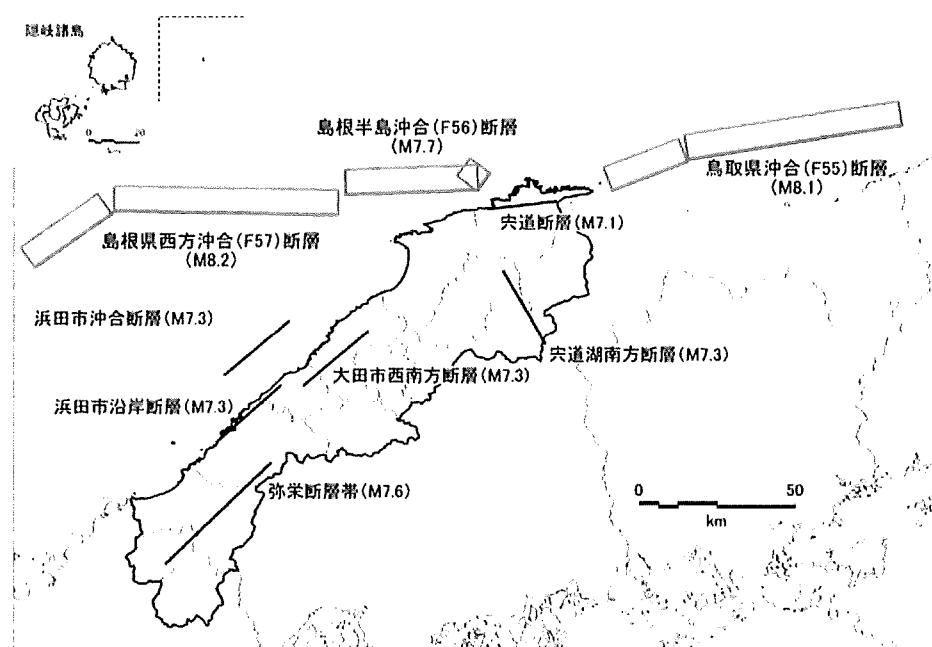
	想定地震名	マグニチュード (Mj)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	青森県西方沖合(F24)断層の地震	8.4	—	○	海域の浅い地震を想定	国調査
	鳥取県沖合(F55)断層の地震	8.1	○	○	海域の浅い地震を想定	国調査
	島根半島沖合(F56)断層の地震	7.7	○	○	海域の浅い地震を想定	国調査
	島根県西方沖合(F57)断層の地震	8.2	○	○	海域の浅い地震を想定	国調査
	浜田市沖合断層の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震

※ ○：想定対象、—：想定対象外

※海域の地震（「日本海における大規模地震に関する調査検討会」による地震）は、最大クラスの地震を想定しているものであり、陸域の地震の想定（最大クラスの地震を必ずしも想定はしていない）とは、異なることに留意が必要です。

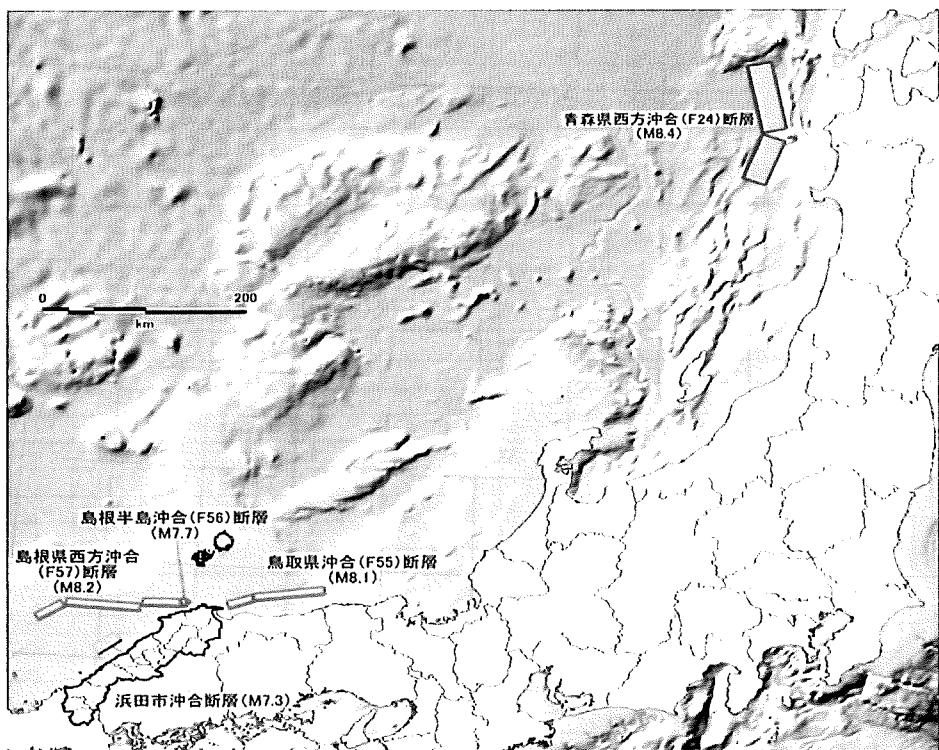
陸域の地震

(地震動の想定に
用いた断層の位置図)
〈海域の地震で地
震動も想定した地
震の断層も合わせ
て図示〉



海 域 の 地 震

(津波の想定に
用いた断層の位置図)



第4 想定される被害の概要

1 予測結果

各地震の最大震度は、以下のようになります。

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| 1. 宍道断層の地震 | 震度 7 (松江市街地の北方付近に点在) |
| 2. 宍道湖南方断層の地震 | 震度 6 弱 |
| 3. 大田市西南方断層の地震 | 震度 7 (大田市内の丘陵部に 1 メッシュ) |
| 4. 浜田市沿岸断層の地震 | 震度 7 (浜田市内の沿岸部で 3 メッシュ) |
| 5. 弥栄断層帯の地震 | 震度 6 強 |
| 6. 浜田市沖合断層の地震 | 震度 6 強 |
| 7. 鳥取県沖合(F55)断層の地震 | 震度 6 強 |
| 8. 島根半島沖合(F56)断層の地震 | 震度 7 |
| (宍道湖周辺の谷底低地に 4 メッシュ、三角州・海岸低地に 2 メッシュ) | |
| 9. 島根県西方沖合(F57)断層の地震 | 震度 6 弱 |

2 被害想定結果

被害想定結果概要一覧表（陸域の地震（冬5時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南方断層	大田市西南方断層	浜田市沿岸断層	弥栄断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地(箇所)	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地(箇所)	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池(箇所)	8	-	-	-	-
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	2,537	31	251	856	75
		半壊数(棟)	8,954	873	2,579	3,689	952
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	463	623	212	55	92
		半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	299	1,044	457
	津波による建物被害	全壊数(棟)			想定なし		
		半壊数(棟)			想定なし		
	被害合計	全壊数(棟)	3,260	705	591	1,358	363
		半壊数(棟)	10,708	2,632	3,448	4,855	1,616
地震火災	出火	出火件数(件)	3	-	0	1	0
	延焼	焼失棟数(棟)	553	-	1	1,090	0
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	71	1	3	21	1
		負傷者数(人)	913	47	125	326	53
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	18	3	9	30	13
		負傷者数(人)	335	66	165	575	253
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	3	1	0	1	0
		負傷者数(人)	39	10	6	10	4
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	1	0	0	0	0
	津波による死者	死者数(人)			想定なし		
	火災による死傷者	死者数(人)	10	-	0	16	0
		負傷者数(人)	34	-	0	55	0
	被害合計	死者数(人)	102	5	12	68	14
		負傷者数(人)	1,322	123	296	966	310
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯)(1日後)	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口(人)	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数(件)	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数(件)	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数(件)	16,011	-	-	6,654	-
交通	LPGガス	供給支障件数(件)	391	25	103	111	41
	道路橋	大規模損傷(箇所)	5	-	1	6	2
	鉄道	不通区間(駅間数)	-	-	-	1	-
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)	100	2	24	61	18
生活支障等	避難者	避難者数(人)(1~3日後)	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
	疎開者	疎開者数(人)(1~3日後)	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	(人)			41,182		
	食料不足	食料(食/日)	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量(千トン)	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数(基)	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数(基)	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数(人)	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設(箇所)	2	-	-	3	-
	孤立集落の発生	(地区)	3	-	-	-	-

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮しました。

※経済被害は被害が最も大きい冬18時のみを想定しているため、冬18時の一覧表を参照して下さい。

被害想定結果概要一覧表（海域の地震（冬5時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			青森県西方沖合(F24)断層	鳥取県沖合(F55)断層	島根半島沖合(F56)断層	島根県西方沖合(F57)断層	浜田市沖合断層
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地(箇所)	想定なし	49	198	22	19
		危険性が高い地すべり地(箇所)		31	217	76	15
	ため池危険度	危険性が高いため池(箇所)		-	5	-	-
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	想定なし	8,440	9,336	2,631	6
		半壊数(棟)		26,357	38,909	35,532	266
	液状化による建物被害	全壊数(棟)		403	938	696	56
		半壊数(棟)		967	2,434	1,894	126
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)		114	361	34	50
		半壊数(棟)		266	842	80	117
	津波による建物被害	全壊数(棟)		149	386	91	0
		半壊数(棟)		790	1,031	227	1,125
	被害合計	全壊数(棟)		149	9,343	10,726	4,129
		半壊数(棟)		790	28,622	42,411	38,631
地震火災	出火	出火件数(件)	想定なし	10	11	2	-
	延焼	焼失棟数(棟)		1,709	2,308	-	-
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	想定なし	186	151	46	0
		負傷者数(人)		2,307	2,355	2,053	17
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)		8	24	2	3
		負傷者数(人)		98	310	30	64
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)		3	4	4	0
		負傷者数(人)		47	52	57	3
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)		0	0	0	0
		負傷者数(人)		0	1	0	0
	津波による死者	死者数(人)		0	176	43	243
	火災による死傷者	死者数(人)		25	42	-	-
		負傷者数(人)		85	143	-	-
	被害合計	死者数(人)		0	397	265	296
		負傷者数(人)		-	2,536	2,860	2,140
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯)(1日後)	想定なし	39,202	54,800	54,623	654
	下水道	影響人口(人)		6,859	9,608	7,674	495
	通信	不通回線数(件)		3,802	8,596	6,270	52
	電力	停電件数(件)		11,590	14,319	7,798	97
	都市ガス	供給支障件数(件)		9,933	21,876	-	-
	LPガス	供給支障件数(件)		46	405	14	18
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	想定なし	1	25(うち2箇所落橋・大被害)	-	-
	鉄道	不通区間(駅間数)		-	3	-	-
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)		63	91	8	21
生活支障等	避難者	避難者数(人)(1~3日後)	想定なし	5,169	55,052	67,209	60,057
	疎開者	疎開者数(人)(1~3日後)		2,783	29,600	34,247	32,338
	帰宅困難者	(人)				41,182	
	食料不足	食料(食/日)	想定なし	18,609	198,188	241,951	216,206
	震災廃棄物	発生量(千トン)		71	1,550	1,634	2,252
	災害用トイレ	必要個数(基)	想定なし	52	619	768	677
	エレベータ停止	停止台数(基)		-	656	951	733
	医療機能	入院・重傷者数(人)	想定なし	-	479	437	215
	重要施設	危険性が高い施設(箇所)		4(浸水)	4(浸水)	5	3(浸水)
	孤立集落の発生	(地区)		-	1	9	1

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮しました。

※青森県西方沖合(F24)断層については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行っておりません。

※経済被害は被害が最も大きい冬18時のみを想定しているため、冬18時の一覧表を参照して下さい。

被害想定結果概要一覧表（陸域の地震（秋12時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南方断層	大田市西南方断層	浜田市沿岸断層	弥栄断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地（箇所）	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地（箇所）	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池（箇所）	8	-	-	-	-
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	2,151	28	210	718	63
		半壊数(棟)	8,446	857	2,419	3,451	915
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	463	623	212	55	92
		半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	299	1,044	457
	津波による建物被害	全壊数(棟)			想定なし		
		半壊数(棟)			想定なし		
	被害合計	全壊数(棟)	2,874	702	550	1,220	351
		半壊数(棟)	10,200	2,616	3,288	4,617	1,579
地震火災	出火	出火件数(件)	10	0	1	4	0
	延焼	焼失棟数(棟)	929	0	3	1,134	1
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	49	1	3	14	1
		負傷者数(人)	708	49	92	232	44
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	7	1	4	13	6
		負傷者数(人)	132	25	70	255	116
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	2	0	0	0	0
		負傷者数(人)	24	6	4	6	2
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	1	0	0	0	0
		負傷者数(人)	35	10	5	13	5
	津波による死者	死者数(人)			想定なし		
		死者数(人)	37	0	0	18	0
	火災による死傷者	負傷者数(人)	126	0	1	63	0
		死者数(人)	96	2	7	45	7
	被害合計	負傷者数(人)	1,025	90	172	569	167
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口(人)	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数(件)	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数(件)	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数(件)	16,011	-	-	6,654	-
交通	LPガス	供給支障件数(件)	391	25	103	111	41
	道路橋	大規模損傷(箇所)	5	-	1	6	2
	鉄道	不通区間(駅間数)	-	-	-	1	-
港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)		100	2	24	61	18
					41,182		
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
	疎開者	疎開者数(人) (1~3日後)	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	(人)					
	食料不足	食料(食/日)	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量(千トン)	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数(基)	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数(基)	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数(人)	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設(箇所)	2	-	-	3	-
	孤立集落の発生	(地区)	3	-	-	-	-

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮しました。

※経済被害は被害が最も大きい冬18時のみを想定しているため、冬18時の一覧表を参照して下さい。

被害想定結果概要一覧表（海域の地震（秋12時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			青森県西方沖合(F24)断層	鳥取県沖合(F55)断層	島根半島沖合(F56)断層	島根県西方沖合(F57)断層	浜田市沖合断層
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地(箇所)	想定なし	49	198	22	19
		危険性が高い地すべり地(箇所)		31	217	76	15
	ため池危険度	危険性が高いため池(箇所)		-	5	-	-
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	想定なし	7,265	7,775	2,161	5
		半壊数(棟)		24,787	36,479	33,123	263
	液状化による建物被害	全壊数(棟)		403	938	696	56
		半壊数(棟)		967	2,434	1,894	126
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)		114	361	34	50
		半壊数(棟)		266	842	80	117
	津波による建物被害	全壊数(棟)		149	386	91	0
		半壊数(棟)		790	1,031	227	1,125
	被害合計	全壊数(棟)		149	8,168	9,165	3,659
		半壊数(棟)		790	27,051	39,982	36,222
地震火災	出火	出火件数(件)	想定なし	32	38	11	-
	延焼	焼失棟数(棟)		2,588	3,110	1,949	-
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	想定なし	120	90	39	0
		負傷者数(人)		1,650	1,571	1,427	16
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)		3	10	1	2
		負傷者数(人)		42	125	12	29
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)		2	2	3	0
		負傷者数(人)		29	31	36	1
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)		0	1	0	0
		負傷者数(人)		8	35	9	4
	津波による死者	死者数(人)		0	158	42	228
	火災による死傷者	死者数(人)		101	115	32	-
		負傷者数(人)		343	389	107	-
	被害合計	死者数(人)		0	385	260	303
		負傷者数(人)		-	2,073	2,151	1,591
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯)(1日後)	想定なし	39,202	54,800	54,623	654
	下水道	影響人口(人)		6,859	9,608	7,674	495
	通信	不通回線数(件)		3,802	8,596	6,270	52
	電力	停電件数(件)		11,590	14,319	7,798	97
	都市ガス	供給支障件数(件)		9,933	21,876	-	-
	LPガス	供給支障件数(件)		46	405	14	18
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	想定なし	1	25(うち2箇所落橋・大被害)	-	-
	鉄道	不通区間(駅間数)		-	3	-	-
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)		63	91	8	21
生活支障等	避難者	避難者数(人)(1~3日後)	想定なし	5,169	55,052	67,209	60,057
	疎開者	疎開者数(人)(1~3日後)		2,783	29,600	34,247	32,338
	帰宅困難者	(人)				41,182	
	食料不足	食料(食/日)	想定なし	18,609	198,188	241,951	216,206
	震災廃棄物	発生量(千トン)		71	1,550	1,634	2,252
	災害用トイレ	必要個数(基)		52	619	768	677
	エレベータ停止	停止台数(基)		-	656	951	733
	医療機能	入院・重傷者数(人)		-	479	437	215
	重要施設	危険性が高い施設(箇所)		4(浸水)	4(浸水)	5	3(浸水)
	孤立集落の発生	(地区)		-	1	9	1

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮しました。

※青森県西方沖合(F24)断層については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行っておりません。

※経済被害は被害が最も大きい冬18時のみを想定しているため、冬18時の一覧表を参照して下さい。

被害想定結果概要一覧表（陸域の地震（冬18時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			央道断層	央道湖南方 断層	大田市西南方 断層	浜田市沿岸 断層	弥栄断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地 (箇所)	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)	8	-	-	-	-
建物	揺れによる建物 被害	全壊数(棟)	2,537	31	251	856	75
		半壊数(棟)	8,954	873	2,579	3,689	952
		液状化による 建物被害	463	623	212	55	92
	急傾斜地崩壊 による建物被害	半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
		全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	299	1,044	457
	津波による建物 被害	全壊数(棟)			想定なし		
		半壊数(棟)			想定なし		
	被害合計	全壊数(棟)	3,280	705	591	1,358	363
		半壊数(棟)	10,708	2,632	3,448	4,855	1,616
地震火災	出火	出火件数(件)	29	0	3	10	1
	延焼	焼失棟数(棟)	1,653	0	13	1,490	3
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数(人)	58	1	3	17	1
		負傷者数(人)	764	47	103	261	46
	急傾斜地崩壊 による死傷者	死者数(人)	10	2	5	18	8
		負傷者数(人)	188	36	97	341	154
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数(人)	2	0	0	0	0
		負傷者数(人)	24	6	4	6	2
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数(人)	2	1	0	1	0
		負傷者数(人)	46	12	6	16	6
	津波による死者	死者数(人)			想定なし		
	火災による死傷者	死者数(人)	59	0	1	52	0
		負傷者数(人)	200	0	2	175	1
	被害合計	死者数(人)	131	4	9	88	9
		負傷者数(人)	1,222	101	212	799	209
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口(人)	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数(件)	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数(件)	7,046	186	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数(件)	16,011	-	-	6,654	-
	LPガス	供給支障件数(件)	391	25	103	111	41
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	5	-	1	6	2
	鉄道	不通区間(駅間数)	-	-	-	1	-
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)	100	2	24	61	18
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)	30,752	4,861	4,817	8,018	2,656
	疎開者	疎開者数(人) (1~3日後)	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	(人)			41,182		
	食料不足	食料(食／日)	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量(千トン)	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数(基)	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数(基)	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数(人)	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設 (箇所)	2	-	-	3	-
	孤立集落の発生	(地区)	3	-	-	-	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	3,780	909	804	1,797	442
	間接経済被害	(億円)	3,049	1,792	1,212	1,908	1,846
	被害額合計	(億円)	6,829	2,701	2,016	3,705	2,288

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮しました。

被害想定結果概要一覧表（海域の地震（冬18時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震					
			青森県西方沖合(F24)断層	鳥取県沖合(F55)断層	島根半島沖合(F56)断層	島根県西方沖合(F57)断層	浜田市沖合断層	
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地(箇所)	想定なし	49	198	22	19	
		危険性が高い地すべり地(箇所)		31	217	76	15	
	ため池危険度	危険性が高いため池(箇所)		-	5	-	-	
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	想定なし	8,440	9,336	2,631	6	
		半壊数(棟)		26,357	38,909	35,532	266	
	液状化による建物被害	全壊数(棟)		403	938	696	56	
		半壊数(棟)		967	2,434	1,894	126	
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)		114	361	34	50	
		半壊数(棟)		266	842	80	117	
		津波による建物被害	想定なし	149	386	768	0	
		半壊数(棟)		790	1,031	227	2	
	被害合計	全壊数(棟)	想定なし	149	9,343	10,726	4,129	
		半壊数(棟)		790	28,622	42,411	38,631	
地震火災	出火	出火件数(件)	想定なし	89	110	42	0	
	延焼	焼失棟数(棟)		3,890	3,907	3,470	0	
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	想定なし	146	115	44	0	
		負傷者数(人)		1,844	1,809	1,616	16	
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)		4	14	1	2	
		負傷者数(人)		57	176	17	39	
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)		2	2	3	0	
		負傷者数(人)		29	31	35	1	
	ブロック攝倒壊による死傷者	死者数(人)		0	2	1	0	
		負傷者数(人)		11	45	12	5	
	津波による死者	死者数(人)	想定なし	0	164	42	233	
	火災による死傷者	死者数(人)		162	165	93	0	
		負傷者数(人)		550	558	314	0	
	被害合計	死者数(人)		0	480	340	374	
		負傷者数(人)		-	2,491	2,620	1,994	
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯)(1日後)	想定なし	39,202	54,800	54,623	654	
	下水道	影響人口(人)		6,859	9,608	7,674	495	
	通信	不通回線数(件)		3,802	8,596	6,270	52	
	電力	停電件数(件)		11,590	14,319	7,798	97	
	都市ガス	供給支障件数(件)		9,933	21,876	-	-	
交通	LPガス	供給支障件数(件)	想定なし	46	405	14	18	
	道路橋	大規模損傷(箇所)		1	25(うち2箇所落橋・大被害)	-	-	
	鉄道	不通区間(駅間数)		-	3	-	-	
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)		63	91	8	21	
生活支援等	避難者	避難者数(人)(1~3日後)	想定なし	5,169	55,052	67,209	60,057	
	疎開者	疎開者数(人)(1~3日後)		2,783	29,600	34,247	32,338	
	帰宅困難者	(人)		41,182				
	食料不足	食料(食/日)	想定なし	18,609	198,188	241,951	216,206	
	震災廃棄物	発生量(千トン)		71	1,550	1,634	2,252	
	災害用トイレ	必要個数(基)	想定なし	52	619	768	677	
	エレベータ停止	停止台数(基)		-	656	951	733	
	医療機能	入院・重傷者数(人)	想定なし	-	479	437	215	
	重要施設	危険性が高い施設(箇所)		4(浸水)	4(浸水)	5	3(浸水)	
	孤立集落の発生	(地区)		-	1	9	1	
経済被害	直接経済被害	(億円)	想定なし	163	9,349	12,010	8,905	
	間接経済被害	(億円)		721	5,176	6,429	4,959	
	被害額合計	(億円)		884	14,525	18,439	13,864	
※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮しました。								
※青森県西方沖合(F24)断層については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行っておりません。								

3 地震災害シナリオ

被害想定調査結果を基に、各想定地震・津波が発生した場合の被害と、県、市町村及び防災関係機関(以下「県等」)の対応を、時間経過に即して地震災害シナリオとして示す。

「地震災害シナリオ」は、県等における大規模地震発生時の災害応急対策の内容やその量的な備えを検討するために、今回調査を実施した10の想定地震・津波について、その被害と発生後の時間経過に即した災害対応の推移について記載するものです。

人的被害は、人々の所在地や活動状況に左右され、地震・津波の発生時刻や季節によって異なったものとなる。特に発生直後の事態推移は、想定地震・津波によってかなり異なったものとなります。

(1) 宍道断層の地震（平日冬18時）

冬の平日18時頃、宍道断層を震源とするマグニチュード7.1規模の地震が発生。松江市で震度7の揺れを観測し、同市内では大きな被害が発生する。災害応急対策の中核を担う県庁や防災関係機関では、一部の建物が被災するとともに、固定していなかったキャビネットや什器が転倒し、負傷者が発生するなど、地震発生直後は混乱して機能が著しく低下する。

平日の18時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、松江駅周辺では多くの帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。

また、多くの家庭では夕食の準備をしている時間であり、松江市を中心に火災が29件発生し、消火活動を行うものの、24時間後には約1,700棟の建物が焼失する。

地震による揺れや液状化、崖崩れでは、全壊約3,300棟、半壊約10,700棟の建物被害が発生する。

松江市を中心に建物倒壊や火災延焼により死者約130人、負傷者約1,200人が発生する。災害拠点病院では負傷者が押し寄せ、受入れが混乱する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

松江市を中心にライフラインが途絶するため、避難者が増加し、1日後には約3,1万人が避難所へ避難する。最低でも食料は約11.1万食/日、飲料水約140トン/日、毛布は寒い時期であり約6.2万枚(1人2枚)が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

また、松江市では孤立集落が発生し、孤立集落における重篤者や重傷者、在宅医療患者に対しては空路による医療機関への搬送が必要となる。道路の復旧が長期間掛かる場合は、当該集落の住民を地域外へ搬送するなどの対応も必要となる。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約1.1万人が避難所に避難する状況である。建物倒壊や火災延焼により自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等を活用し住宅供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かされることから、長期にわたるPTSD(心的外傷後ストレス障害)へのケアが必要になる。

また、多くの事業所が、建物・設備の被災や、長期間のライフライン途絶のために事業を再開できない状態が続き、中小事業者には廃業するところもあって、地域経済への影響が大きくなる。

(2) 宍道湖南方断層の地震（平日冬5時）

冬の平日5時頃、宍道湖南方断層を震源とするマグニチュード7.3規模の地震が発生。雲南市的一部分で震度6弱の揺れを観測し、雲南地区を中心に甚大な被害が発生する。松江・出雲地区

では、揺れによる被害のほか、液状化による被害が大きい。

平日の5時という多くの住民が睡眠中の時間帯に発生した地震のため、火災は発生せず、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約710棟、半壊約2,600棟、人的被害は死者5人、負傷者約120人にのぼる。

松江・出雲・雲南地区を中心にライフラインが途絶するため、避難者が増加し、1日後には約4,700人が避難所へ避難する。最低でも食料は約1.7万食/日、飲料水約35トン/日、毛布は寒い時期であり約9,300枚(1人2枚)が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達を行う。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約1,600人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることがから、長期にわたるPTSD(心的外傷後ストレス障害)へのケアが必要になる。

雲南・松江・出雲地区を中心に被害を受けるが、県等による迅速、的確な応急対策活動の実施に取り組むことができる。

(3) 大田市西南方断層の地震（平日冬5時）

冬の平日5時頃、大田市西南方断層を震源とするマグニチュード7.3規模の地震が発生。大田市の一部で震度7の揺れを観測し、大田・川本地区を中心に甚大な被害が発生する。

平日の5時という多くの住民が睡眠中である時間帯に発生した地震のため、火災の発生は少なく、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約590棟、半壊約3,400棟、人的被害は死者12人、負傷者約300人にのぼる。

大田市を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後の避難者は約4,800人となり、最低でも食料は約1.7万食/日、飲料水約40トン/日、毛布は寒い時期であり約9,600枚(1人2枚)が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約1,300人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることがから、長期にわたるPTSD(心的外傷後ストレス障害)へのケアが必要になる。

大田市では甚大な被害が発生し、市役所では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障をきたす。一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁主導による迅速かつ的確な指示や応援等により応急対策活動の実施に取り組むが、道路の通行止めなどにより救援活動に支障を来す。

(4) 浜田市沿岸断層の地震(平日冬18時)

冬の平日18時頃、浜田市沿岸断層を震源とするマグニチュード7.3規模の地震が発生。浜田市の一部で震度7の揺れを観測し、浜田市、江津市を中心に甚大な被害が発生する。

平日の18時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、浜田地区の主要駅周辺では帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。

また、多くの家庭では夕食の準備をしているときであり、浜田市を中心に火災が10件発生し、消火活動を行うものの、24時間後には約1,500棟の建物が焼失する。

地震による揺れや急傾斜地崩壊などで、全壊約1,400棟、半壊約4,900棟の建物被害が発生する。

浜田地区を中心に建物倒壊や火災延焼により死者約90人、負傷者約800人が発生する。災害拠点病院では負傷者が押し寄せ、受入れが混乱する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

浜田地区を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後の避難者は約8,000人にのぼり、最低でも食料は約2.9万食/日、飲料水約20トン/日、毛布は寒い時期であり約1.6万枚(1人2枚)が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約3,600人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることがから、長期にわたるPTSD(心的外傷後ストレス障害)へのケアが必要になる。

浜田市、江津市では甚大な被害を受け、市役所では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障をきたす。一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁主導による迅速かつ的確な指示や応援等により応急対策活動の実施に取り組むが、道路の通行止めなどにより救援活動に支障を来す。

(5) 弥栄断層帯の地震(平日冬5時)

冬の平日5時頃、弥栄断層帯を震源とするマグニチュード7.6規模の地震が発生。益田地区で震度6強の揺れを観測し、同地区を中心に被害を受ける。

平日の5時という多くの住民が睡眠中である時間帯に発生した地震のため、火災の発生は少なく、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約360棟、半壊約1,600棟、人的被害は死者14人、負傷者310人にのぼる。

益田地区を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後の避難者は約約2,700人となり、最低でも食料は約9,600食/日、飲料水約20トン/日、毛布は寒い時期であり約5,300枚(1人2枚)が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約650人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることがから、長期にわたるPTSD(心的外傷後ストレス障害)へのケアが必要になる。

益田地区を中心に被害を受け、市町役場では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障をきたす。一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁主導による迅速な指示や応援等に取り組むが、県東部から被災地までの距離が遠く、迅速な応急対策活動の実施には他県からの応援も必要となる。

(6) 鳥取県沖合(F55)断層の地震(平日冬18時)

冬の平日18時頃、鳥取県沖合(F55)断層を震源とするマグニチュード8.1規模の地震が発生。松江市で震度6強の揺れを観測し、同市内では大きな被害が発生する。災害応急対策の中核を担う県庁や防災関係機関では、一部の建物が被災するとともに、固定していなかったキャビネットや什器が転倒し、負傷者が発生するなど、地震発生直後は混乱して機能が著しく低下する。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、松江市の沿岸では地震発生6分後に第一波(20cm)の津波が到達し、隠岐の島町では39分後に約5.4mの最大波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。

津波によって打ち寄せられた瓦礫からも火災が発生。松江、隠岐地区の港湾・漁港では停泊している船舶から津波により火災発生する。建物等に燃え移り延焼が拡大、山間部では山林に燃え移りさらに延焼が拡大する。津波によって消防設備が被害を受け、消火が困難となる。

松江市、隠岐地区の住民の避難が間に合わず、津波により約160人の死者が発生する。また、松江市や隠岐地区を中心に全壊約390棟、半壊約1,030棟、床上浸水約1,300棟、床下浸水3,200棟の建物被害が発生する。

地震による揺れや液状化、崖崩れでは、全壊約8,960棟、半壊約27,600棟の建物被害が発生する。

松江市を中心に建物倒壊や火災延焼により死者約320人、負傷者約2,500人が発生する。災害拠点病院では負傷者が押し寄せ、受入れが混乱する。

平日の18時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、松江駅周辺では多くの帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。

また、多くの家庭では夕食の準備をしている時間であり、松江地区を中心に火災が89件発生し、消火活動を行うものの、24時間後には約3,900棟の建物が焼失する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

松江、出雲地区を中心にライフラインが途絶するため、避難者が増加し、1日後には約5.5万人が避難所へ避難する。最低でも食料は約19.8万食/日、飲料水約330トン/日、毛布は寒い時期であり約11万枚(1人2枚)が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

また、隠岐の島町では孤立集落が発生し、孤立集落における重篤者や重傷者、在宅医療患者に対しては空路による医療機関への搬送が必要となる。道路の復旧が長期間掛かる場合は、当該集落の住民を地域外へ搬送するなどの対応も必要となる。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約2.9万人が避難所に避難する状況である。建物倒壊や火災延焼により自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等を活用し住宅供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるPTSD(心的外傷後ストレス障害)へのケアが必要になる。

また、多くの事業所が、建物・設備の被災や、長期間のライフライン途絶のために事業を再開できない状態が続き、中小事業者には廃業するところもあって、地域経済への影響が大きくなる。

隠岐地区に対しては、自衛隊、海上保安庁等の船舶・航空機により物資、人的派遣を行う。

(7) 島根半島沖合(F56)断層の地震(平日冬18時)

冬の平日18時頃、島根半島沖合(F56)断層を震源とするマグニチュード7.7規模の地震が発生。松江市で震度7の揺れを観測し、同市内では大きな被害が発生する。災害応急対策の中核を担う県庁や防災関係機関では、一部の建物が被災するとともに、固定していなかったキャビネットや什器が転倒し、負傷者が発生するなど、地震発生直後は混乱して機能が著しく低下する。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、出雲市の沿岸では地震発生5分後に第一波(20cm)の津波が到達し、20分後に約4.5mの最大波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。

津波によって打ち寄せられた瓦礫からも火災が発生。出雲地区の港湾・漁港では停泊している船舶から津波により火災発生する。建物等に燃え移り延焼が拡大、山間部では山林に燃え移りさらに延焼が拡大する。津波によって消防設備が被害を受け、消火が困難となる。

出雲市を中心に一部の住民の避難が間に合わず、津波により約40人の死者が発生する。また、出雲市を中心に全壊約90棟、半壊約230棟、床上浸水約240棟、床下浸水約350棟の建物被害が発生する。

一方、地震による揺れや液状化、崖崩れでは、全壊約10,640棟、半壊約42,190棟の建物被害が発生する。

出雲市を中心に建物倒壊や火災延焼により死者約300人、負傷者約2,600人が発生する。災害拠点病院では負傷者が押し寄せ、受入れが混乱する。

平日の18時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、松江駅周辺では多くの帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。

また、多くの家庭では夕食の準備をしている時間であり、松江市、出雲市を中心に火災が110件発生し、消火活動を行うものの、24時間後には約3,910棟の建物が焼失する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

松江市、出雲市を中心にライフラインが途絶するため、避難者が増加し、1日後には約6.7万人が避難所へ避難する。最低でも食料は約24.2万食/H、飲料水約490トン/日、毛布は寒い時期で約13.4万枚(1人2枚)が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

また、出雲市では孤立集落が発生し、孤立集落における重篤者や重傷者、在宅医療患者に対しては空路による医療機関への搬送が必要となる。道路の復旧が長期間掛かる場合は、当該集落の住民を地域外へ搬送するなどの対応も必要となる。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約2.8万人が避難所に避難する状況である。建物倒壊や火災延焼により自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等を活用し住宅供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるPTSD(心的外傷後ストレス障害)へのケアが必要になる。

また、多くの事業所が、建物・設備の被災や、長期間のライフライン途絶のために事業を再開できない状態が続き、中小事業者には廃業するところもあって、地域経済への影響が大きくなる。

(8) 島根県西方沖合(F57)断層の地震(平日冬5時)

冬の平日5時頃、島根県西方沖合(F57)断層を震源とするマグニチュード8.2規模の地震が発生。出雲市で震度6弱の揺れを観測し、同市を中心に甚大な被害が発生する。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、大田市の海岸では地震発生14分後に第一波(20cm)の津波が到達し、西ノ島町では40分後に約6.3mの最大波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。

津波によって打ち寄せられた瓦礫から火災が発生。浜田地区の港湾・漁港では停泊している船舶から津波により火災発生する。建物等に燃え移り延焼が拡大、山間部では山林に燃え移りさらに延焼が拡大する。津波によって消防設備が被害を受け、消火が困難となる。一部の住民は地震後すぐに避難を開始するが、多くの住民は睡眠中に起きた地震であるため避難開始が遅れ、津波により約240人の死者が発生する。また、全壊約770棟、半壊約1,130棟、床上浸水約1,570棟、床下浸水約2,240棟の建物被害が発生する。

一方、平日の5時という多くの住民が睡眠中である時間帯に発生した地震のため、火災の発生は2件と少なく、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約3,360棟、半壊約37,510棟、建物被害等による人的被害は死者約50人、負傷者2,140人にのぼる。

松江市、出雲市を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後の避難者は約6.0万人となり、最低でも食料は約21.6万食/日、飲料水約460トン/日、毛布は寒い時期であり約12.0万枚(1人2枚)が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約2.3万人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることがから、長期にわたるPTSD(心的外傷後ストレス障害)へのケアが必要になる。

また、多くの事業所が、建物・設備の被災や、長期間のライフライン途絶のために事業を再開できない状態が続き、中小事業者には廃業するところもあって、地域経済への影響が大きくなる。

(9) 浜田市沖合断層の地震(平日冬5時)

冬の平日5時頃、浜田市沖合断層を震源とするマグニチュード7.3規模の地震が発生。浜田地区の一部で震度6強の揺れを観測し、浜田・大田地区を中心に被害を受ける。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、江津市の海岸では地震発生7分後に第一波(20cm)の津波が到達し、10分後に約2.7mの最大波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。住民は地震後すぐに避難を開始し死者は発生しないが、半壊2棟、床上浸水約90棟、床下浸水約580棟の建物被害が発生する。

津波によって打ち寄せられた瓦礫から火災が発生。建物等に燃え移り延焼が拡大する。津波によって消防設備が被害を受け、消火が困難となる。

一方、地震の揺れや液状化による建物被害等は、浜田・大田地区を中心に全壊約110棟、半壊約510棟が発生する。また、建物被害等により死者4人、負傷者約80人が発生する。浜田・大田地区では、避難する人が増え、1日後の避難所への避難者は約1,300人、最低でも食料は約4,800食/日、飲料水5トン/日、毛布は寒い時期であり約2,600枚(1人2枚)が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約300人が避難所に避難する状況である。応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって避難者への住宅供給を図る。

避難者や被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることがから、長期にわたるPTSD(心的外傷後ストレス障害)へのケアが必要になる。

浜田・大田地区の沿岸部を中心に被害が発生するが、応急対策活動に物的・人的資源に大きな制約はない状況下で取り組むことができる。

(10) 青森県西方沖合(F24)断層の地震(平日冬5時)

冬の平日5時頃、青森県西方沖合(F24)断層を震源とするマグニチュード8.4規模の地震が発生。震源が遠いことから、島根県における地震の揺れは極めて小さく、揺れによる被害は発生しない。

しかし、海域を震源とする地震のため津波が発生し、気象庁から島根県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。

朝5時という時間から、睡眠中で地震に気が付かない住民も多いが、津波到達時間まで、早い地区でも地震発生から83分程度あり、消防団や自主防災組織等の地域住民の協力により、要配慮者の避難支援をはじめ、きめ細かい避難対応を行う事ができ、島根県内での津波による人的被害は防ぐことができる。

一方、隠岐地区では最大約6.7mの津波が到来し、松江、出雲、隠岐地区では全壊約150棟、半壊約800棟、床上浸水約1,320棟、床下浸水約3,460棟の甚大な建物被害が発生する。

津波によって打ち寄せられた瓦礫から火災が発生。松江、出雲、隠岐地区の港湾・漁港では停泊している船舶から津波により火災発生する。建物等に燃え移り延焼が拡大、山間部では山林に燃え移りさらに延焼が拡大する。津波によって消防設備が被害を受け、消火が困難となる。

松江、出雲、隠岐地区を中心に、建物被害を受けた避難者が増加する。1日後の避難所に避難する人は約5,200人、最低でも食料は約1.9万食/日、飲料水約16トン/日、毛布は寒い時期で約1万枚(1人2枚)が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約2,000人が避難所に避難する状況である。応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって避難者への住宅供給を図る。

避難者や被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるPTSD(心的外傷後ストレス障害)へのケアが必要になる。

大きな被害を受けた松江市や出雲市の沿岸地域を中心とする応急対策活動は、物的・人的資源に大きな制約はない状況下で取り組むことができる。

一方、隠岐地区は離島のため、自衛隊、海上保安庁等の船舶・航空機により物資、人的派遣が必要となる。

第6章 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

第1 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

町、県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの以下に示す所掌事務又は業務を通じて町の地域に係る防災に寄与するものとする。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
奥出雲町	(1) 奥出雲町防災会議に関する事務 (2) 町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施
島根県	(1) 島根県防災会議に関する事務 (2) 島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 (3) 災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施
島根県警察本部 雲南警察署	(1) 災害情報の収集・伝達に関すること (2) 災害実態の早期把握に関すること (3) 避難誘導及び救出・救助に関すること (4) 緊急交通路の確保に関すること (5) 行方不明者の捜索に関すること (6) 検視及び身元確認に関すること (7) 被災地における社会秩序の維持に関すること (8) 広報及び各種相談の受理に関すること (9) 関係機関の活動に対する支援及び協力に関すること
雲南消防本部 (奥出雲消防署)	(1) 災害に対する予防、防御及び拡大防止対策に関すること (2) 消防資機材の整備充実と訓練の実施に関すること (3) 災害時における人命救助対策に関すること (4) 災害時における危険物の災害防止対策に関すること

機 開 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	(1) 管区内各警察の指導、調整に関すること (2) 警察災害派遣隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること (3) 関係機関との協力に関すること (4) 情報の収集及び連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること (6) 津波警報等の伝達に関すること
	(1) 非常無線通信の確保（電波法第74条参照） (2) 非常事態における有線電気通信の確保（有線電気通信法第15条参照） (3) 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請 (4) 災害対策用移動電源車の貸与

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	中国財務局 (松江財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 (2) 金融機関等に対する特別措置の指示 (3) 国有財産の無償貸付等 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会
	中国四国厚生局	(1) 独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療の提供）
	島根労働局	(1) 産業災害防止についての監督、指導 (2) 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導 (3) 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 (4) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職への斡旋の実施 (5) 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 (6) 被災事業主に対する特別措置等の実施
	中国四国農政局	(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること (3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること (4) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること (5) 農地、農業用施設、海岸保全施設等及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること (7) 主要食糧の供給に関すること
	近畿中国森林管理局	(1) 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 (2) 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 (3) 災害対策に必要な木材の供給
中国経済産業局		(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導 (4) 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導 (3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導
	(1) 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 (2) 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 (3) 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言 (4) 災害に関する情報の収集及び伝達 (5) 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 (6) 災害時における交通確保 (7) 海洋の汚染の防除 (8) 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 輸送等の安全確保に関する指導監督 (3) 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 (4) 緊急輸送に関する要請及び支援
	(1) 災害時における航空輸送の調査及び指導 (2) 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める」に改めること
	(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等 (2) 家庭動物の保護等に係る支援 (3) 災害時における環境省本省との連絡調整
	(1) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (3) 災害時における米軍部隊との連絡調整
中国地方測量部	(1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 (2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力 (3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施
陸上自衛隊出雲駐屯地	(1) 災害緊急対策及び災害復旧対策の実施

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定 公共 機関	国立病院機構 中国四国グループ
	(1) 医療、助産等救助保護の実施
	日本銀行
	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調整 (2) 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報
	日本赤十字社
	(1) 医療、助産等救助保護の実施 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の募集及び配分
	日本放送協会
	(1) 気象等の予報及び警報等の放送 (2) 災害応急対策等の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
	西日本高速道路株式会社
	(1) 道路等の防災管理及び災害復旧 (2) 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
指定 公共 機関	西日本旅客鉄道株式会社
	(1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
	日本貨物鉄道株式会社
	(1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
	西日本電信電話株式会社島根支店
	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 (2) 緊急を要する電話通話の取扱い
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社
	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	KDDI 株式会社
	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	株式会社NTTドコモ 中国支社島根支店
	(1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 (2) 災害非常通信の確保 (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧
	ソフトバンク株式会社
	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	日本郵便株式会社 中国支社
	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 (8) 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社
	(1) 陸路による緊急輸送の確保

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定 公共 機 関	中国電力株式会社 中国電力ネットワーク 株式会社 (1) ダム施設等の防災管理及び災害復旧 (2) 電力供給の確保
指定 地方 公共 機 関	一畑バス株式会社 (1) 陸路による緊急輸送の確保 (2) 運航車両等の安全管理及び事故対策 株式会社山陰放送 山陰中央テレビジョン 放送株式会社 日本海テレビジョン 放送株式会社 株式会社FM山陰 (1) 気象等の予報及び警報等の放送 (2) 災害応急対策の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
島根県医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
島根県看護協会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
島根県LPGガス協会	(1) LPGガス施設の防災管理と災害復旧 (2) LPGガスの供給
島根県トラック協会	(1) 陸路による緊急輸送の確保
島根県行政書士会	(1) 被災者の支援についての協力
土地改良区	(1) 水門、水路、溜池、排水機場等の施設の防災管理及び災害復旧
全国農業協同組合連合会中四国広域営農資材事業所島根推進課	(1) 緊急物資の調達 (2) 陸路による緊急輸送の協力
島根県農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資その他緊急措置に関する協力
森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資又は斡旋
商工会等	(1) 物価安定についての協力、徹底 (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
病院等経営者	(1) 負傷者等の医療、助産、救護についての協力
一般運輸業者	(1) 緊急輸送に対する協力
ダム施設の管理者	(1) ダム等施設の防災管理
溜池管理者	(1) 農業用溜池等の防災管理
社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 (2) 災害ボランティアセンターの運営
日本赤十字社	(1) 災害時義援金の実務
赤い羽根共同募金	(1) 災害時義援金の実務
社会福祉施設経営者	(1) 被災者の保護についての協力
金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力
危険物等の管理者	(1) 危険物等の保安措置
エルピーガス取扱機関	(1) エルピーガス施設の防災管理と災害復旧 (2) エルピーガスの供給

第2 国、県、町、指定公共機関・指定地方公共機関、町民及び事業所の責務

1 国の責務

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災基本計画等を作成し、実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方機関等における業務の総合調整を行い、災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

また、県及び町の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

2 県の責務

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関における業務の総合調整を行わなければならない。

3 町の責務

町は、基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施する。

また、消防機関、水防団及び自主防災組織等の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に發揮するよう努めるとともに、消防機関、水防団等は相互に協力しなければならない。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、防災業務計画を作成・実施し、県又は町の地域防災計画の実施が円滑に行われるよう協力する。

また、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

5 町民及び事業所の責務

町民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県及び町が処理する防災業務について、自発的に協力する。

(1) 町民の責務

ア 「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、町民はこの観点に立ち、日頃から自主的に地震・津波災害に備える必要がある。

イ 町民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等により防災に寄与するよう努めなければならない。

ウ 町民は、地震災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、相互に協力するとともに、県及び町が実施する防災業務について、自発的に協力し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(2) 事業所の責務

ア 食料、飲料水、生活必需品又は役務を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、国、県、町が実

施する防災施策に協力するよう努めなければならない。

- イ 事業所の事業者（管理者）は、事業の実施に当たり、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第7章 計画の運用等

第1 平常時の運用

各防災機関は、平常時において、本計画の目的及び基本方針に基づき、予防計画で定めた防災業務を遂行するとともに、普段の危機管理や防災に関する調査研究、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・研修、防災訓練の実施などを通じて計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

1 基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

町及び防災関係機関は、各種施策・事業の実施に当たり、当該施策・事業が本計画の基本方針及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、必要に応じて施策・事業の修正に努めるものとする。

また、町及び防災関係機関は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行うものとする。

2 災害応急対策計画等の習熟及びマニュアルの整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、町及び防災関係機関の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じた計画運用のためのマニュアルの作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証を行う。また、計画、マニュアルの定期的な点検を行い、点検や訓練から得られた防災関係機関間の調整に必要な事項や教訓等を反映させる。

県及び町は、他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する各種計画の作成、対策の推進を図るよう努める。

第2 災害時の運用

発災時においては、本計画の災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努めるものとする。